

日雇労働者のみなさんへ

お知らせ

日雇労働求職者給付金（アプレ手当）の受給資格の認定のために使用してきました就労申告書は、57年9月分から使用できなくなりますのでお知らせします。

したがって、57年9月就労分から受付できません。

今後は雇用保険印紙の有無をよく確かめて就労するとともに、日雇労働被保険者手帳を事業主に提出して必ず雇用保険印紙をはってもらってください。

大阪府労働部雇用保険課
あいりん労働公共職業安定所

職業・労働部の
みなさんへ

お知らせ

日雇労働求職者給付金（アプレ手当）の受給資格の見直しのため、従来より57年9月分からは、就労申告書の付添いに雇用保険印紙の提出をお願いします。

したがって、57年9月分からは、受付けできません。

今後は雇用保険印紙の有無をよく確かめて就労するとともに、雇用保険印紙を事業主に提出して必ず雇用保険印紙をはってもらってください。

大阪府労働部雇用保険課

アプレ手当の受給資格の見直しのため、従来より57年9月分からは、就労申告書の付添いに雇用保険印紙の提出をお願いします。

したがって、57年9月分からは、受付けできません。

今後は雇用保険印紙の有無をよく確かめて就労するとともに、雇用保険印紙を事業主に提出して必ず雇用保険印紙をはってもらってください。

大阪府労働部雇用保険課
あいりん労働公共職業安定所

飯場物語凡

左手親指三十六万円也……日野著太郎……32

読者の声

29

あどがき

62

漫画川柳

21

馬の骨のペーシ……55

年表・資料篇

春休み研究発表才二部

釜ヶ崎男女仲間関係

春休みにおける研究発表

労働者連世 才三六号 目次

59

2